

木造建築物～法規制の変遷

2018年基準

築98年 ■1920年（大正09年）市街地建築物法施行

★1923年（大正12年）[関東大震災](#)

築94年 ■1924年（大正13年）市街地建築物法改正

「設計震度」が採用される。
耐震規定が法規に初めて盛り込まれる。
筋違などの耐震規定が新設された。

築68年 ■1950年（昭和25年）建築基準法制定
建築基準法施行令に構造基準が定められる

許容応力度設計が導入される。
床面積に応じて必要な筋違等を入れる「壁量規定」が定められた。

築60年

築59年 ■1959年（昭和34年）建築基準法の改正
壁量規定が強化された。

築50年

築50年 ★1968年（昭和43年）[十勝沖地震](#)

築47年 ■1971年（昭和46年）建築基準法施行令改正
基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とすること。

必要壁量 昭和 25年改正

必要壁量 昭和 34年改正

必要壁量 昭和 56年改正

軸組の種類 倍率

S25年改正 S34年改正 S56年改正

圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた。

築40年

築40年 ★1978年（昭和53年）[宮城県沖地震](#)

築37年 ■1981年（昭和56年）[建築基準法施行令大改正](#)

新耐震設計基準の誕生

耐震設計法が抜本的に見直された。

壁量規定の見直しが行われた。

構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加。

床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定。

築30年

築31年 ■1987年（昭和62年）建築基準法が改正
準防火地域での木造3階建ての建設が可能

築20年

築23年 ★1995年（平成07年）[兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）](#)

築23年 ■1995年（平成07年）[建築基準法改正 接合金物等の奨励](#)

築18年 ■[2000年（平成12年）建築基準法改正](#)

1) 地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化。

・地耐力に応じた基礎構造が規定され、地耐力の調査が事実上義務化となる。

・地耐力 20kN 未満・・・基礎杭

20～30kN・・・基礎杭 またはベタ基礎

30kN 以上 ……布基礎も可能

2) 構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定

・筋かいの端部と耐力壁の脇の柱頭・柱脚の仕様が明確になる。

・壁倍率の高い壁の端部や出隅などの柱脚ではホールダウン金物が必須になる。

3) 耐力壁の配置にバランス計算が必要となる。（簡易計算、もしくは偏心率計算）

・壁配置の簡易計算（四分割法、壁量充足率・壁率比）、もしくは、偏心率の計算が必要となる。

・仕様規定に沿って設計する場合、壁配置の簡易計算を基本とする。

築17年 ■[2001年（平成13年）](#)

品確法性能表示制度スタート 耐震等級

住宅の耐震性能や建設年代に応じて地震保険料を割り引く制度

築10年

築14年 ★2004年（平成16年）[新潟中越地震](#)
「木造住宅の耐震診断と補強方法」発行。

築13年 ■[2005年（平成17年）10年で700万戸の耐震化目標。](#)

築12年 ■[2006年（平成18年）改正耐震改修促進法](#)

1) 計画的な耐震化の推進

2) 建築物に対する指導等の強化

3) 支援措置の拡充

築7年 ★2011年（平成23年）[東日本大震災](#)